

6 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第20号を発行させていただきます。

事務所便りの原稿を作成しているこの数日は、梅雨の季節を乗り越して夏になったかのような気温の日が続いております。くれぐれも体調を崩されないようにお気をつけください。

今月は、私の実家に帰省した際に撮影してきた写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税転嫁対策特別措置法について その3、最近の税務関連状況、税金以外のテーマとしまして食品添加物について その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、和歌山県田辺市の天神崎です)

2 消費税転嫁対策特別措置法について その3

先月の続きとなりますが、今月も中小企業庁にて作成されております「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き 消費税転嫁対策特別措置法対応」を参考にしてご説明させていただきます。

○値札の価格表示はどうすればいいの？

(1) 原則は、**総額表示**です。

では、総額表示義務の原則的な取扱いとはどういうものかを簡単にご紹介いたしますと

消費者に対して商品・サービスを販売する場合（いわゆる小売段階）、あらかじめ価格を表示するときは、税込価格を表示しなければなりません。

となっています。

総額表示の対象となるものとしましては、次のようなものが挙げられます。

<対象となる価格表示の例>

- ① 値札、商品陳列棚、店内表示による価格の表示
- ② 商品、容器または包装による価格の表示およびこれらに添付したものによる価格の表示
- ③ チラシ、パンフレット、商品カタログ等による価格の表示
- ④ ポスター、看板、ネオン・サイン、アドバルーン等による価格の表示
- ⑤ 新聞、雑誌その他の出版物、放送、映写または電光による価格の表示
- ⑥ インターネット、電子メール等による価格の表示

***上記の総額表示が原則ではありませんが、H29.3.31までは「総額表示義務」に特例が設けられているため、税込価格表示ではなく税抜の価格表示も認められています。**

(2) 値札を貼り替える負担を軽減できます

総額表示義務の特例を適用すれば、消費税率引上げ後の価格表示を変更しなくても対応できるようになっています。ただし**9,800円（税抜）**というように**消費税抜き価格であることは明示しておかないといけません。**

(3) 税抜価格や旧税率に基づく価格表示であることを明示することが必要です。

消費者が商品等を選択する際に、表示価格が税抜価格であることを明瞭に認識できる方法で行う必要があるため（誤認防止のため）の表示が必要とされています。

(税抜価格を明示する例)

- | | |
|--------------|--------------|
| ・○○○円 (税抜き) | ・○○○円 (税別) |
| ・○○○円 (本体) | ・○○○円+税 |
| ・○○○円 (税抜価格) | ・○○○円 (税別価格) |
| ・○○○円 (本体価格) | ・○○○円+消費税 |

上記は、個々の商品の値札で明示する場合の例ですが、それ以外の方法としまして、個々の商品の値札等には「○○○円」と税抜価格のみを表示しておいて、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に「**当店の価格は全て税抜表示となっています**」といった掲示を行うことも認められています。

次に旧税率に基づく価格表示のポイントをご紹介します。

消費税率引上げ前には、個々の商品の値札が税込表示になっており、消費税率引上げ後も税込表示を続けようとする場合、商品数が多いと新税率に対応した値札への貼替えが間に合わないことも考えられます。

上記のような場合には、

どの商品が旧税率で、どの商品が新税率に基づく税込価格か、値札の色などで区分して、「店内の一部の商品の価格については旧税率(5%)の表示になっています」といったお知らせを、お客さんの目につきやすい場所に掲示すればよい

という対応をしておけば良いようです。

(4) 税抜価格と税込価格を併記することもできます

税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されないように表示しなければなりません。

(明瞭に表示されているといえる例)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・ 9,800 円
(税込 10,584 円) | ・ 9,800 円
(税込 10,584 円) |
| ・ 9,800 円
(税込 10,584 円) | ・ 9,800 円(税込 10,584 円) |

価格表示で税抜と税込の両方を併記する場合は、税込価格表

示の文字の大きさや背景色に十分気を付けて、税込価格を明瞭に表示して、消費者が税込の総額をハッキリ認識できるようにすることが重要です。

3回にわたって消費税転嫁対策特別措置法についてご紹介させていただきました。ご紹介しておきたい項目のみを抜粋させていただきましたので、もっと詳しく知りたいと思われる方につきましては、中小企業庁にて作成されております「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き 消費税転嫁対策特別措置法対応」をご覧くださいいただければと思います。



(写真は、和歌山県田辺市の天神崎です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

所得税関連

日経新聞に「配偶者控除見直し提言 成長戦略で自民案 企業統治強化も」、「所得控除 夫婦一体で 女性の社会進出促す 政府検討「103万円の壁」解消」との2つの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・女性の活躍を後押しするため、現行の配偶者控除を見直し、専業主婦がいる世帯と共働き世帯の税負担の公平性を保つべき
- ・税制面では、女性の就労率を高めるため、配偶者控除の見直しを求める。夫婦それぞれが基礎控除を持ち、妻が使いきれない場合には夫が使える仕組みを研究する。「家族控除」とも呼ばれる。
- ・ベビーシッターなど子育てや介護サービスへの支出を控除できる税制の検討を打ち出した。
- ・妻の年収が給与所得控除の最低保障額である65万円を超え、141万円までの世帯では負担が増える。

と書かれておりました。

*今年の年末の税制改正大綱決定に向けてこれから議論がされていきますので、また新たな情報が出てきましたら取り上げさせていただきます。

中小企業融資保証関連

日経新聞に「中小融資の保証縮小 全額から原則8割に 政府検討」との記事が掲載されておりました。

記事の内容に入る前に信用保証について簡単に説明しておきますと

信用保証は各都道府県にある信用保証協会が中小企業から保証料をとり、それを元手にして融資が焦げ付いた場合に信用保証協会が返済を肩代わりする仕組み

となっております。

記事の内容は、

- ・政府は、2008 年秋のリーマン・ショック後に特例として認めた全額保証を縮小する検討に入り、今月にまとめる政府の成長戦略に盛り込む方向
- ・信用保証協会が肩代わりした額は徴収した保証料を上回る状態が続き、12年度は3500億円の収支赤字で、その赤字分は国が財政支援をしている
- ・信用保証の見直しの柱は全額保証の縮小
- ・今回の見直しでは、全額保証する業種をリーマン危機前と同じ100業種以下に絞ることを検討する
- ・融資が焦げ付いた場合に肩代わりする保証率は8割が原則であるが、信用保証の収支悪化が深刻なため政府は業種によっては保証を8割から引き下げることも検討する

と書かれておりました。

*具体的な内容はこれから決められることとなりますので、また新たな情報が発表されましたら、取り上げさせていただきます。

税制改正関連

日経新聞に「法人税 減税先行を容認 政府税調が改革案 財源、複数年で確保 外形標準課税を強化」「育児支援、第3子に重点 歳出減、具体策乏しく」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・法人税減税先行を容認し、複数年で恒久財源を手当てする方針を示す。
- ・その代替財源として都道府県に納める法人事業税のうち、事業規模に応じて都道府県に税金を払う外形標準課税の強化を挙げている。

・企業の税務上の赤字(欠損金)を翌期以降の黒字(課税所得)と相殺できる、欠損金の繰越控除制度の縮小も提案する。欠損金を繰り越せる期間を現在の9年から延ばす代わりに、毎年の控除の上限額を減らす。

・企業が設備投資にかかった費用を数年で分割して損金算入できる減価償却制度の見直しも提言する。毎年一定の割合で償却することで減税効果が大きくなる定率法を廃止し、一定額を毎年計上する定額法に一本化する。

・少子化対策として、経済的な理由で出産を見送っている家庭を支援するため、今後は特に第3子以降を対象にした支援に重点を置く方針を掲げた。

と書かれておりました。

* 政府が今月にまとめる経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)で詳しい内容が提示されますので、詳しい内容が分かり次第、取り上げさせていただきます。



(写真は、龍神温泉です)

4 食品添加物について その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月書店にて「危ない食品添加物ハンドブック」という書籍を購入して読んでいることもあり「食品添加物」について書かせていただきます。

私は、数年前から食べ物に気をつけるようになり、それからはコンビニやスーパーで売られている食品を購入する際には、表示されている原材料名をまず確認するようにしています。確認するようになってからカタカナやアルファベットで書かれたものがたくさん入っており、それらが「食品添加物」と呼ばれているものだと知り、それからは、その「食品添加物」が少しでも少ない食品を選んで購入するようにしています。

実際どのような食品に食品添加物が含まれているかを挙げてみますと

- ・ハム、ウインナーソーセージなどの加工食品
- ・冷凍コロッケなどの冷凍食品
- ・食パンや袋入り即席麺などの主食製品
- ・醤油、味噌などの調味料
- ・菓子類やドリンクなど

コンビニやスーパーで売られている食品の多くに含まれていることが分かっていただけだと思います。

どうしてこんなに多くの食品の多くに食品添加物が使われるようになったのでしょうか？

食品添加物は、食品を製造したり保存したりするのに使いやすいたことが挙げられます。これは、業者にとっては都合のいいものですが、消費者にとっては特にメリットはないですね。

食品添加物を大まかに分類すると次のようになります。

着色料	見映えを良くするために使用
防腐剤	食べて食中毒を起こさないために使用
化学調味料 香料	風味を良くして食欲を増進させるために使用
品質改良剤	低価格の商品を造るために安い材料を仕入れ、品質改良剤を使用

上記の使用目的をみていただくと食品添加物を使用している業者だけが悪いと思われるかもしれませんが、我々消費者が安くて、手軽に使えて、手間暇がかからずに食べられるものを求めてしまっていることも食品添加物が使われている加工食品が多い理由になっていると思われます。

我々消費者がまず食品添加物に関する知識を深め、食品添加物が多く入った加工食品を購入することを止める又は控えることで、そのような商品の売れ行きが悪くなれば製造する業者が製造するものを変えてくれるように仕向けていかないとはいけません。時間がかかってしまうでしょうが、何か出来る事から始めていかないと現状は変わっていかないでしょうから。

食品添加物についての具体的な内容につきましては来月号にてご紹介させていただくことにいたします。

【参考文献】

- ・渡辺雄二著 「危ない食品添加物ハンドブック」主婦と生活社
- ・真弓定夫監修 「子ども法廷シリーズ① 食品添加物の光と

影」美健ガイド社

5 編集後記

先月号にサイクリングで箕面ビールに行って地ビールを購入したことを編集後記で書かせていただきましたが、今月号も地ビールの内容になります。今回は、高槻市の阪急京都線の摂津富田駅から徒歩数分のところにある寿酒造さんに行ってきました。寿酒造さんは、土日祝日がお休みされているため、高槻の方にサイクリングに行った際に酒蔵の場所だけをまず確認し、平日に孝月に用字があればその帰りに立ち寄ってみようと思っておりました。その機会が先月にあったので、立ち寄って地ビールを飲んできました。その時の写真を掲載いたします。

地ビールは非加熱処理なので、要冷蔵のため持って帰ることはあきらめてその場で飲ませていただきました。あとは酒粕から造られた焼酎が珍しいなと思い、家飲み用として購入してきました。

どういう所でお酒やビールが造られているのか興味があるので、また別の酒蔵に機会があれば出向いてみたいと思っております。



(高槻市富田にある寿酒造さん)



(左が地ビール 右が酒粕で造られた焼酎)

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。